

福島県福祉サービス第三者評価結果表

① 施設・事業所情報

名称：公益財団法人鉄道弘済会 郡山保育所(若竹保育園)		種別：保育所	
代表者氏名：園長 菅野ひとみ		定員（利用人数）： 90(88)名	
所在地：郡山市桑野 1-18-14			
TEL：024-932-3075		ホームページ： https://www.kousaikai.or.jp/sukoyaka/koriyama/	
【施設・事業所の概要】			
開設年月日：昭和 31 年 10 月 1 日			
経営法人・設置主体（法人名等）：公益財団法人鉄道弘済会			
職員数	常勤職員： 23 名	非常勤職員	0 名
専門職員	（専門職の名称） 名		
	園長	1 名	
	主任保育士	1 名	
	保育士	17 名	
	栄養士	2 名	
	調理師	1 名	
	事務用務	1 名	
施設・設備の概要	（居室数）保育室 6 室		（設備等）玄関インターフォン
	ホール・給食室・子育てルーム		防犯カメラ・登降園システム

② 理念・基本方針

<p>○理念 一人ひとりの子どもを大切にし保護者や地域社会から信頼され選ばれる保育所を目指す</p> <p>○基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の健康と児童の安全を第一とし、のびのびと元気に心豊かに遊べる保育環境を整える。 ・一人ひとりの児童を明るく暖かな笑顔で受容し、個々の個性や成長発達の過程を大切にし秘めた可能性を最大限引き延ばしていく。 ・個々の保育ニーズや保育観をつぶさにとらえ保護者との連携を深めながら多様で弾力的な保育サービスの提供に努める。

② 施設・事業所の特徴的な取組

・はだし保育 ・体操教室 ・絵画造形教室

④ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和5年6月28日（契約日） ～ 令和6年3月26日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	4回（平成30年度）

⑤ 第三者評価機関名

NPO 法人福島県福祉サービス振興会

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1. 一人ひとりの職員を育成する取り組みについて

期待する職員像は法人の弘済会行動指針に明記され、職員に配布・周知している。園長面談で経験年数に応じて「これくらい到達してほしい」目標のアドバイスを受けて職員が自分の目標を設定している。前期・後期毎目標達成状況を確認し、次の目標を話し合うなど一人ひとりの育成に努めている。

また、研修受講したうえでクラス担任となり、複数担任制でクラス運営を行い、フリーの職員は各クラスに入りクラス担任によるOJTで育成を図っている。新任職員には、年齢が近い先輩職員がサポートにつくメンター制度を導入している。

2. 利用者満足度への取り組みについて

毎日その日の様子を写真やコメントを添え玄関に掲示するドキュメンテーションを取り入れ分かりやすく伝えている。日々の保育についての情報提供を行い、定期・随時の個別面接や懇談会を開催する他、年1回の保護者アンケートや行事終了後のアンケートで保護者から意見や要望をきめ細かに把握し、保育所利用についての満足度を確認している。アンケート結果は分析し、職員間で情報共有し行事内容等の見直しを図っている。

3. おいしい食事への取り組みについて

全体的な計画にも食育に関する計画を上げており、野菜の栽培を通し食に関心が持てる取り組みをしている。個人差により食事の量を増減し、食べる意欲や喜びにつなげるよう努めている。年中・年長児には、ひらがなで書かれた献立を部屋に掲示したことで給食への関心が高くなっている。また、保護者には給食試食会で子どもと一緒に食べる機会を通し、給食への理解につなげている。

◇改善を求められる点

1. 標準的な保育の実施方法の確立と見直しへの取り組みについて

保育の提供について定期・随時の会議で意見交換を行い、検証と見直しが行われ、保護者アンケートや保護者役員会等での意見も反映されている。

なお、保育の標準的なマニュアル(保育マニュアル)が未整備であり、整備するとともに保育実践を振り返りながらマニュアルを見直し、改善を重ねる中で更に質の高い保育を目指していくことが望まれる。

2. 子どもと地域との交流について

地域の小学校を中心に地域で話し合う場があり保育所からもメンバーとして参加し、地域の民生委員と交流していたが、コロナ禍で現在は中止となっている。子どもと地域の交流は、散歩時の近隣の方との挨拶にとどまっている。

今後、子どもが地域の中で地域の方とかかわりながら成長できるよう、地域との交流を広げる取り組みが望まれる。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回受審をしたことで郡山保育所としての課題が明確になった。課題改善に向け計画的・継続的に取り組んでいきたい。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（共通評価基準）

※すべての評価細目（45項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針を確立・周知している。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針を明文化し周知を図っている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 理念は、法人ホームページ・「入園のしおり」・パンフレットに記載し、保育所事務所や玄関ホールに掲示し周知している。基本方針は、法人理念を踏まえ保育所としての方針を示している。理念や基本方針は全体的な計画を柱に月案や週案作成時や振り返りの時に実践できているか話し合っている。コロナ禍にあつて保育の現状を振り返る場面で理念や基本方針などの理解を深める機会となり、今年度の事業計画で具体化する取り組みをしている。保護者へは保護者会や入所時の説明の時に説明している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析している。	Ⓐ・b・c
<コメント> 市内の認可所長会議や市の動向説明を受けて子どもの数や保育ニーズ、課題について把握し、分析している。予算の検討や法人への要求の際はコスト分析を行い、少子化を踏まえた魅力ある保育所を目指している。特に障がい児への取り組みや子供が楽しめる所庭の改築など把握した課題について取り組みを進めている。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・Ⓑ・c
<コメント>なお、 経営課題については、90人定員までの入所児童の確保やニーズが出ている障がい児保育への取り組み、主体的な保育への取り組み等を課題として認識している。障がい児保育へのニーズにこたえるため担当保育士を配置しており、入所希望があっても十分な保育を担		

保するため定数までは受け入れていない。運営のコスト削減を事業計画に上げ、光熱水費・業務改善などの課題に取り組んでいる。

なお、主体的な保育への取り組みは、他保育所(東北支部・法人内5保育所)と連携しながら研究を進めており、具体的な取り組みにつながることを期待したい。また、法人が目指している考えることのできる人材育成にも取り組んでほしい。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画を明確にしている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画を策定している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>法人の中期経営計画(2023年から2027年)があり、それを受け保育所としての中期計画(2023年から2027年)を策定している。法人の中期計画は職員から意見を吸い上げ、法人本部に要望として意見を反映している。保育所の計画は、法人の計画を基に子どもの主体性(意見)を尊重する・職員間のコミュニケーションの活性化・考えることができる職員育成などの柱で作成されている。職員も策定に参加しており内容は周知されている。</p> <p>なお、法人の中期経営計画には法人内保育所部門をまとめて明記され個々の保育所の課題や取り組みは入っていないので、郡山保育所としての課題や取り組みを加えることが望まれる。また、中期経営計画を具体的に実現していくための中期収支計画の策定が望まれている</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画を策定している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は中期計画を踏まえて作成している。作成にあたり、事業に伴う予算は収入に縛られず法人とすり合わせを行い、必要な予算は法人に要求し承認を得て作成している。</p> <p>なお、年度途中であっても保育環境向上のため、追加予算が認められるなど、法人から協力が得られる恵まれた環境にあり事業を展開しているが、中長期視点で見通しを立てて計画的に事業展開する観点から当初の事業計画に盛り込むことが望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画を適切に策定している。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行い、職員が理解している。	①・b・c
<p>事業計画は職員が担当部門毎に現年度の反省を踏まえ次年度の事業を考える他、法人の事業計画を職員間で読み合わせを行い保育所として何が足りないかを把握し、実現を目指す内容で検討している。今回、職員から提案があった前例主義の見直しの他、保育について語り合う・所内研修の充実も加えて年度目標に掲げ、実現させるための新しい事業も加え事業計画を立てている。年度当初の会議で園長が説明し、職員の理解が図られている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知し、理解を促している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は保護者会で説明する他役員会や行事の時に説明し周知に努めている。</p>		

なお、より理解を得るため、分かりやすい資料を作成し、配布する等理解を進める取り組みが望まれる。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 保育の質の向上に向けた取組を組織的に行い、機能している。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組を組織的に行い、機能している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>法人の自己評価シート(第三者評価基準を使用)でセルフチェックしており、結果を前年度と比較・分析を行い所内研修で話し合っている。</p> <p>しかし、話し合いの結果や課題についての改善策などを文章化したものはなく、改善状況を継続して管理できる体制はない。今後は、組織の中に継続的に保育の質を分析・改善・結果の確認にPDCAサイクルで取り組む体制づくりが望まれる。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>5年毎定期的に第三者評価を受審しており、結果について職員会議で話し合っている。また、年1回評価基準に基づき法人が作成した自己評価シートで自己チェックを行い、保育主任がとりまとめ課題について話し合い、見直しを行っている。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任を明確にしている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>毎年職位と職務内容を作成し職員に配布しており、園長としての役割や責任を明確にしている。年度初めの職員会議で事業計画と合わせて説明する中で、有事の際や園長不在時の権限を主任保育士に移譲している点も明らかにしている。</p> <p>なお、保護者会で挨拶をする機会はあるが、役割や責任までは表明していないので「園だより」等で表明することが望まれる。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年、法人から「法令遵守自己点検」チェック表により関係法令の遵守について自己点検が行われ、改正法例も含め理解できているか、漏れがないか、自己チェックが行われている。個人情報・労働関係法・防災・苦情解決・税務・現預金・文書管理等の詳細なチエ</p>		

<p>ック項目が示され、根拠法が示される他、子ども家庭庁発足後の関係法令改正も示されており、遵守すべき法令等はその中で把握されている。法人として「コンプライアンス宣言」を行い、遵守について法人全体で取り組んでいる。</p>		
<p>Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップを発揮している。</p>		
12	<p>Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	①・b・c
<p>前期・後期の年2回職員の保育目標についてクラスの状況などから達成状況を確認し、面談でアドバイスを行う他、次の目標について年齢や経験年数を勘案した目標にすることを指導しながら立てることで職員育成を図っている。また、良かった点は会議で取り上げ取り組みを後押ししている。さらに、往還型研修(法人運営の研修機関の専門講師とやり取りしながら実践する保育目標を定め、実践後、成果について講師と一緒に検証する研修)を取り入れ、その成果を発表するなど職員育成と保育の質の向上に取り組んでいる。</p>		
13	<p>Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	①・b・c
<p><コメント></p> <p>業務改善のためIT機器を導入しており、職員のITへの理解・活用に努めている。具体的には使いこなしていなかったソフト活用を広げ3歳以上児の連絡帳代わりにITを使う他、ドキュメンテーションを活用して保育の可視化に努め、毎日保護者が保育の様子を確認できるように努めている。また、光熱水費節減や法人独自の「GOGOKAIZEN」(改善提案制度)を事業計画にあげ、職員からの提案20件を目標に経費節減や業務効率化に取り組んでいる。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制を整備している。</p>		
14	<p>Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画を確立し、取組を実施している。</p>	a・①・c
<p><コメント></p> <p>福祉人材や職員定数は法人本部が中期計画や事業計画の中で明記されており、採用も法人本部と園長が面接して採用を決めている。保育所からは要員過欠表で人員を要求できる体制にある。現状では雇用環境が良く離職率が低いため、高齢化が進んでいるが、遅番・早番・休日を考慮しても十分やりくりできる体制にある。</p> <p>なお、ベテラン職員が多く一気に退職となった場合の保育の継続性を課題ととらえており、今後採用に当たっては職員の年齢構成に偏りが出ないように計画的な採用計画を立てることが望まれる。</p>		
15	<p>Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理を行っている。</p>	①・b・c
<p><コメント></p> <p>キャリアパス制度と人事考課制度を取り入れ、人事管理が行われている。主任職は筆記試験と小論文による公平な選考が行われている。人事考課は、仕事の質や量、実行力、責任感、保護者との関係など多面的に5段階評価で行われ、第1次考課者は園長、第2次考</p>		

課者は東北支部長が当立っている。結果は賞与などに反映させることで意欲を高める評価制度としている。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮している。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月、時間外勤務と有給休暇所得状況を把握し、年次有給休暇については消化できるよう取り組んでいる。また、ストレスチェックの結果を分析し「職場改善計画・振り返りシート」で相談しやすい環境や感染症による負担感、業務改善等について法人より具体的な取り組みが提示され、保育所としての改善計画を作成し改善に取り組んでいる。障がい児保育に取り組むため、受け入れクラスの業務負担の軽減を図る人員を要望として法人に伝えている。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制を確立している。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>期待する職員像は法人の弘済会行動指針に明記され、職員に配布・周知されている。園長面談で経験年数に応じて「これくらい到達してほしい」目標を立てるようアドバイスするとともに職員が自分の意見を言えるようにしている。前期・後期毎の目標達成状況や次の目標を話し合い育成に努めている。</p> <p>また、研修受講したうえでクラス担任につかせ、複数担任制でクラス運営を行い、フリーの職員は各クラスに入りクラス担任によるOJTで育成を図っている。新任職位には年齢が近い先輩職員をメンターとして配置するサポート体制を取っている。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し、教育・研修を実施している。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>職員研修についてはキャリアパスなどで人材育成が示され、法人の職員研修・外部研修・内部研修が実施されている。受講後は職員会議で伝達する振り返りの機会を持っている。</p> <p>なお、研修内容やカリキュラムの評価までは実施できていないので、研修内容を評価し、次年度の研修計画に活かすことが望まれる。また、計画的に職員を育てるためには基本方針なども含め全体を見据え保育所としての研修計画の作成が望まれる。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会を確保している。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>法人研修やキャリアアップ研修、郡山市主催など様々な外部研修に職員の経験年数等を参考に指名して受講させている。また、研修案内を回覧し希望で受講する選択研修にも派遣して職員の学ぶ意欲を高めている。さらに、法人は通信教育講座を設け受講を進める他、受講料や資格取得費用を援助して資格取得を推奨している。</p> <p>なお、副主任を職員指導に当たらせているが職員を個別的にOJT出来る体制までには至っていないので、スーパービジョンができる職員の育成が望まれる。また、職員の研修状況を管理するため受講履歴の作成が望まれる。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成を適切に行っている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生受け入れマニュアルとオリエンテーション資料を作成し、実習生を3養成校から受け入れている。受け入れにあたり、演習1と演習2の違いを学習し、実習生の要望も聞いて実習内容を決めている。保育主任が実習指導者の研修を受講し、養成校とのやり取りやカリキュラムの調整を担当している。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組を行っている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開を行っている。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>法人本部・保育所双方のホームページを開設して、理念や基本方針、事業計画、事業報告、予算、決算状況や第三者評価結果も公表する他、保育所のホームページでは行事の様子等を写真付きで公開している。また、保育所の駐車場前に掲示板を設けて理念や保育方針を載せた「園だより」等を掲示し、地域の方に周知に努めている。</p> <p>なお、苦情については該当するクラスにはメール等で知らせているが、保育所内への掲示やホームページへの掲載はしていないのでプライバシーに配慮したうえで公表することが望まれる。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>保育所の経理・取引ルール・園長の権限は法人会計規程で決められており、保育材料などの購入のため扱う小口現金の金額や月毎の支出額が決められている。限度額を超える支出は、法人本部で契約し支出を行う管理体制となっている。職員にも事務分掌で園長の権限・取引基準・責任が示され周知している。</p> <p>また、本部監査室の監査を受け確認を受けている。毎年専門家による外部監査も受け監査員が保育所を実調することもありアドバイスを受けている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係を適切に確保している。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>地域の小学校を中心に地域の話し合いの場があり保育所からも参加し、地域の民生委員と交流していたがコロナ禍で現在は中止となっている。保育所の運動会の際は近隣家庭に</p>		

<p>挨拶して了解をもらう取り組みをしているが、子どもと地域の交流は散歩のときの近隣の方との挨拶にとどまっている。地域の催しや行事などは、保護者に周知し参加を推奨している。</p> <p>今後、子どもが地域の中で地域の方とかかわりながら成長できるよう、地域との交流を広げる取り組みが望まれる。</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>a・⑥・c</p>
<p><コメント></p> <p>学生ボランティアを受け入れるため、マニュアルの見直しを行っている。コロナ禍前は小学校・中学校・高校の児童生徒を紙芝居や絵本の読み聞かせボランティアとして受け入れる他、職場体験で保育や保育所内の清掃活動に受け入れていたがコロナ禍により途絶えているので再開が望まれる。また、学校の児童生徒に限らず大人のボランティアも受け入れ、子どもの経験や体験機会を増やす取り組みにも期待したい。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携を確保している。</p>		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を適切に行っている。</p>	<p>a・⑥・c</p>
<p><コメント></p> <p>市の保健所と連携し、保健師から健康・安全について話を聞く機会を設けている。また、保護者から相談や要請があった時は療育機関とつなげ専門的な療育を受けるとともに、療育機関と情報共有を行い子どもの発達を支援する取り組みをしている。さらに、療育機関での療育状況を保育士が見学して専門性を養いつつ保育に活かす取り組みをしている。</p> <p>なお、保護者に必要と思われる社会資源の資料等は作成していないので、保育所独自で収集した社会資源リスト(療育機関・子育て相談機関等)を作成し、保護者の利用につなげることが望まれる。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を行っている。</p>	<p>a・⑥・c</p>
<p><コメント></p> <p>地域のニーズに応え障がいのある子どもを受け入れ、障がい児保育に当たっている。子どもの受け入れ人数も勘案して増加傾向にある障がい児受け入れ体制を検討している。法人内の療育施設の専門家から障がいについて学べる環境にあり、情報提供を受けている。</p> <p>なお、保育所の見学や子育て相談に対してコロナ禍もあり一部にとどまっているので、保育所の強みを活かし地域の子育て相談に対応する取り組みが望まれる。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っている。</p>	<p>a・⑥・c</p>
<p><コメント></p> <p>子育て支援事業として地域の子どもへ「園庭開放」事業を実施しているが、近隣からの利用希望がなく実績は上がっていない。</p> <p>なお、地域福祉ニーズを把握するため地域の方との交流を進め、その中から保育所に求められているニーズを把握し、法人の目的である公益事業の発展へつなげる活動が望まれ</p>		

る。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢を明示している。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>保育理念に子どもの人権の尊重を掲げて保育がなされており、定期随時の研修や会議を通して職員間で話し合いを重ねて共通理解を深め、全国保育士会倫理綱領を準用したチェックリストを用いてその心構えや実践の点検を行っている。また、心を育む保育を目指し、子どもが気持ちを言葉にすることを大切にして共感や尊重を伝えながら保育を実践する取り組みが行われている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育を行っている。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>着替えや排泄時等、プライバシー保護に配慮が必要な場面での保育の在り方や環境づくり等について、職員間で話し合いや検討を重ねて保育を実践している。また、保護者には定期・随時に情報開示等写真の取り扱いや撮影の際の配慮について意向確認を行い、プライバシー保護に配慮した保育に取り組んでいる。</p> <p>今後、プライバシーマニュアル等の策定していない規程やマニュアルを作成し、保育に携わる職員の姿勢や責務等を明記する事が必要であり、そのうえで職員研修を実施する事が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）を適切に行っている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>保育所の利用希望者には感染症への留意と配慮を行いながら、随時個別に見学を受け入れ、保育所選択に必要な情報提供を行っている。またホームページに保育内容や空き状況、各クラスの新着情報等写真を載せて紹介する等積極的に情報提供を行っている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の開始時に保育園重要事項説明書で保育所の目的や保育方針、保育内容等について保護者の同意を得ながら保育が行われている。また、保育の重要事項内容の変更時は、同意書を作成し、同意を得ている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	①・b・c

<p><コメント></p> <p>転所時には、保護者の同意を得ながら引継ぎ文書等により、保育の継続性に配慮し、情報の共有がなされている。保育所利用終了のつながりについても、担任等が中心となり保育所として随時子どもや保護者が相談できるよう対応を行っている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>見やすく情報が伝わりやすいよう工夫した掲示で、日々の保育についての情報提供を行い、定期・随時の個別面接や懇談会、年1回の保護者アンケートや行事終了後のアンケートで保護者から意見や要望をきめ細かに把握し、保育所利用についての満足度を確認している。アンケート結果は分析し、職員間で情報共有し行事内容等の見直しを図っている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制を確保している。</p>		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みが確立されており、保育所重要事項の明記で保護者への周知がなされている。玄関先には意見箱設置があり、検討や共有、フィードバック等苦情の申し出の対応について職員間で共通理解ができている。また、登園時や降園時の聞き取りや保護者アンケートなどで要望をくみ取ることで苦情まで至った事例はない。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「園だより」や保護者会等を通して随時、相談や意見を受け付ける旨を周知し、相談等があった際は希望や相談内容に応じた時間や場所を設定する等の配慮を行っている。玄関先には意見箱を設置して、随時保護者が要望や意見が伝えられる環境を準備している。また、登所・降所時の保護者とのやり取りや保護者アンケート等で意見や要望を把握するなど、複数方法で意見を出せる環境を整えている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>相談内容により、園長・主任保育士・担任保育士が面接や電話で対応している。また、意見箱の設置やアンケートの実施等を通して保護者の意見や要望の把握を行い、職員間で随時、内容を把握・共有・検討するなど、保護者が相談しやすい関係づくりを大切に対応している。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組を行っている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制を構築している。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>日々の保育所点検で保育事故のリスク管理を行い、ヒヤリハットの取り組みでも事故状</p>		

<p>況の報告と収集、要因分析、再発防止のための改善策の検討が行われている。また、自然災害や不審者対応等についてマニュアルを用いて対応策が職員間で共有され、リスクマネジメントの意識向上を図っている。</p> <p>なお、提供しているリスクマネジメントについてのマニュアルは、定期的に見直しを行うとともにリスク管理を組織的に行う体制の整備が望まれる。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>職員が随時情報を共有して対応ができるよう、保健衛生担当者の設置が行われており、予防や拡大防止のための情報を掲示して周知している。また、「入園のしおり」に「保育所における感染症対応ガイドライン」を掲載し、玄関先の掲示スペースを活用した疾病の解説や発症状況のタイムリーなお知らせなどの情報提供を行いながら対応についての理解と共有を図り、感染症の予防や発生時の安全確保に努めている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・㉗・c
<p><コメント></p> <p>災害マニュアルの作成が行われており、子どもの安全確保のための体制として、随時一斉メールや職員間のグループLINEの活用を行う体制がある。</p> <p>なお、災害時の対応や体制について定期的な見直しを行い、一斉メールも定期的に通報訓練を行い、非常時に確実に子どもの安全確保や情報提供、共有ができるよう努める必要がある。また、普段の保育を通して地域との連携や協力体制を構築し、地域とつながりながら子どもの安全確保に努めていくことが望まれる。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法を確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法を文書化し保育を提供している。	a・㉘・c
<p><コメント></p> <p>日々、研修や個別の指導、職員間の共有等が行われ、質の高い保育の提供を目指したサービス提供が行われている。</p> <p>今後は、実施されている保育をもとに、不備である標準的な保育の実施方法を文書化したマニュアルを作成し、全職員が一定の水準を担保した保育を提供できるよう取り組むことが求められる。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みを確立している。	a・㉘・c
<p><コメント></p> <p>保育の提供について、定期・随時の会議で意見交換や検証と見直しが行われ、保護者アンケートや保護者役員会等での意見も反映されている。</p> <p>なお、保育の標準的なマニュアルが未整備なので、整備後はマニュアルの保育実践を振</p>		

り返り、見直しと改善を重ねる中で更に質の高い保育を目指していくことが望まれる。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画を策定している。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>気になる子どもについて療育施設等関係機関と情報共有や協議を行い、これに基づく指導計画を作成している。</p> <p>なお、アセスメント手法が確立されていないので、保護者や子どもの状況をアセスメントする手法を確立したうえで適切にアセスメントを実施し、保育所内で検討し子ども一人一人にあった指導計画を作成することが望まれる。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育所として指導計画の評価や見直しを行うための仕組みを定め、定期的に保育の質の向上に関わる課題を明確にして指導計画の評価や見直しが行われている。</p> <p>なお、指導計画の緊急な変更について変更部分を赤字で修正し職員に周知・共有することで行われているが、その仕組みを制度化し随時見直しとして組織的に取り組むことが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録を適切に行っている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録を適切に行い、職員間で有化している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもに関する記録については、会議のみならず形式を定めた伝達用紙の活用等で職員間での情報共有が確実にできるよう工夫が行われている。また、登降所管理システムの活用により保護者との連携による情報管理と共有がなされている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの記録についての管理体制や個人情報取り扱いの規程があり、記録業務における留意事項について職員へ共有がなされ、重要事項説明書等で保護者にも周知している。</p> <p>なお、個人情報保護の観点から記録の管理についての研修を実施し、更に職員の理解と意識の向上を図ることが望まれる。</p>		

第三者評価結果（内容評価基準）

※すべての評価細目（20 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A ①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・b・c
<p>全体的な計画は、児童の権利に関する条約や児童福祉法、保育所保育指針をもとに子どもの心身の発達状況及び家庭との連携を反映させた計画を保育士や調理担当者も参画して作成している。</p> <p>しかし、前年度の評価・改善に至る過程を記入した文章を残してないため、今後は計画策定に至るまでの経緯が分かる原案を残しておくことが望まれる。</p>		
		第三者評価結果
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A ②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育室内チェック表・保育所点検表・安全点検表を作成し安全衛生に努め、温度計で温度・湿度を確認し適切な環境を作っている。また、保育室は床暖房が入っており、子どもが心地よく過ごすことができる保育環境がある。2歳児からはホールで午睡することで食寝分離の環境を作り、子どもが生活の見通しを持ちやすくなる環境を作っている。</p>		
A ③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者との面談において保護者の思いを計画に入れ個別計画を作成している。毎月1回ケース会議の中で子どもの気になる様子について情報の共有をしている。また、振り返りシートを使って自分の保育を見直す機会を設けており、保育所全体では、子どもへの対応で気になることがあった場合には、主任が個人的に話をするなどして本人が気付くことができる体制をとっている。</p>		
A ④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・b・c

<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣においては、一人一人の発達段階に合わせ自分でやろうとするタイミングや気持ちを大切にしている。また、子どもの状態に応じて睡眠時間が足りない場合には別室で休ませるなど配慮している。</p>		
<p>A ⑤</p>	<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>①・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>朝夕の自由保育の時間には全員がホールで遊び、異年齢での交流を持つことで思いやりややさしさが育まれる環境を作っている。屋内や園庭での自由遊び、グループ製作活動など興味が持てる活動や遊びに参加出来ている。</p>		
<p>A ⑥</p>	<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a・②・c</p>
<p><コメント></p> <p>連絡帳を通して家庭と連携したブログを作成し、子どもの様子の発信や子どもの発達段階に合わせた遊びの環境を設定している。また、おむつ交換や遊びなどいろいろな場面でスキンシップを大切にに関わり、午睡時間も職員によるチェックを行い、SIDS 対応に十分配慮した安心・安全の見守りが行われている。</p> <p>しかし、0歳児は特に愛着が必要な時期でもあり、特定の保育士が応答的に関わる必要があるため、育児担当制などの保育方法の検討が望まれる。</p>		
<p>A ⑦</p>	<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a・③・c</p>
<p><コメント></p> <p>朝夕の時間帯には異年齢児交流を持つなどの環境がある。また、保育者は子どもの気持ちを受け止めながら他児との関わりを楽しむことができるよう配慮している。</p> <p>なお、検討課題として、保育の基本は環境を通した子ども中心の活動であるため、子どもが自ら遊びを選択できる興味がそそられる環境の工夫が望まれる。</p>		
<p>A ⑧</p>	<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a・④・c</p>
<p><コメント></p> <p>年齢に応じた養護と教育が一体的に展開されている。集団の中では自分が出せるよう保育士が子ども同士で相談して遊びを展開するなど、協働的にできる環境を作っている。</p> <p>なお、コロナ禍により地域の人たちとの関りがないため、今後は地域社会と積極的な交流や保育に関する情報の発信など連携を図りながら、子どもの生活が充実したものになるよう取り組むことが望まれる。</p>		
<p>A ⑨</p>	<p>A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>①・b・c</p>
<p><コメント></p>		

<p>個別計画を作成し、子どもの成長に応じた保育を行い、他児とも制限なく楽しく安全を確保しながら保育している。食具にも配慮し子どもが使いやすいものを用意している。保護者とは情報を共有し保育所の生活環境を整え、さらに医療機関や療育機関とも連携し助言を受けている。</p>		
A ⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年間計画にも延長保育を位置づけ、生活空間を保育室とは分けゆったりと過ごすことができる環境作っている。</p> <p>また、登所時の子どもの様子や保護者からの申し送り、保育所での様子等を聞き取りした伝言は、職員間で適切に引継ぎを行っている。延長保育時には、おやつを提供もしており異年齢児とゆったり過ごせる環境を整えている。</p>		
A ⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>就学時健診後には保護者と個人面談を行い、就学に向け身に着けなければならないことを確認する機会を設けている。また、幼保小連携推進事業に参加し小学校教員と子どもの様子について情報の共有等の連携を図っている。さらに、保育所児童保育要録を作成し小学校に渡している。今後、「アプローチカリキュラム」を検討し、子どもが安心して小学校生活に接続できるような取り組みに期待したい。</p>		

		第三者評価結果
A-1-(3) 健康管理		
A ⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>健康管理マニュアルに基づき、保健計画を作成し、日々の視診や内科・歯科検診において健康管理に努めている。連絡帳で健康状態を把握し、子どもの情報を職員掲示板等で全員がもれなく確認できる体制をとっている。また、予防接種の状況は半年に1回確認している。SIDSについては保護者にも「入園のしおり」で説明し、保護者の安心につなげている。また、職員がSIDSの研修にも参加し対応方法についても周知している。感染症の発生時には玄関に掲示するなど、健康管理に取り組んでいる。</p>		
A ⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>健康診断や歯科検診後の医師からの指摘や傾向を職員全体に周知し、結果は記録表に記載し家庭で生活に活かされるよう保護者に伝えている。</p>		
A ⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・b・c

<p><コメント></p> <p>毎月食材チェックを行い保護者と栄養士が確認し合っている。アレルギーの対応が必要な子どもには会議において情報共有を図り、共通認識のもとで対応している。また、アレルギー対応マニュアルをもとにエピペン使用の研修も行っている。子どもの中にはアレルギー児がいるので、保護者には自宅から食べ物を持ち込まないよう伝えるなどの対策も講じている。</p>	
---	--

		第三者評価結果
A-1-(4) 食事		
<p>A</p> <p>⑮</p>	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	③・b・c
<p><コメント></p> <p>全体的な計画にも食育に関する計画を上げており、野菜の栽培を通し食に関心が持てる取り組みをしている。個人差により食事の量を増減し、食べる意欲や喜びにつなげるよう努めている。年中・年長児には、ひらがなで書かれた献立を部屋に掲示したことで給食への関心が高くなっている。また、保護者には給食試食会で子どもと一緒に食べる機会を通し、給食への理解につなげている。</p>		
<p>A</p> <p>⑯</p>	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	③・b・c
<p><コメント></p> <p>0歳児の離乳食は経験食材確認表を保護者にチェックしてもらい、一人一人の離乳食の進み具合に合わせ、食べたことのない食品は出さないなど、家庭と連携し給食を提供している。</p> <p>また、残食調査を行い、残食が多い場合には給食検討会を開き改善している。行事食に関しては子どもたちからのリクエストメニューを取り入れ、子どもたちが楽しみながら食事に関心を持つ機会を作っている。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
<p>A</p> <p>⑰</p>	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	③・b・c
<p><コメント></p> <p>入所の説明では「入園のしおり」に沿って丁寧に説明している。また、親子活動やクラス懇談会を実施し、保育内容の理解につながるよう努めている。保育の様子はブログや個別面談で成長を確認しあっている。面談記録は児童票にも記載されているのを確認している。</p>		

		第三者評価結果
A-2-(2) 保護者等の支援		

A 18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
<コメント> 連絡帳や送迎時に保護者とコミュニケーションをとり信頼関係を築いている。また、保護者の希望に合わせ、保育士・栄養士とも相談ができる体制を整えており、内容によっては職員会議で共有している。		
A 19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c
<コメント> おむつ交換時や身体測定時には、体の状態の確認や子どもの変化を見逃さないよう努めている。虐待が疑われる場合には、保護者に寄り添い状況を鑑みて遅くまで預かるなど、母親の負担が軽減できるような対策をとっている。 なお、虐待に関する研修については資料の配布にとどまっており、今後研修を実施し、全員の共通理解が進むことが望まれる。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A 20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c
<コメント> 法人で作成している自己評価表を使い自分の保育を振り返り、専門性の向上に努めている。 また今回5回目の第三者評価受審に向け自己評価に取り組み、園長・主任・担任が話し合いをもとに自己評価の理解に取り組んでいる。その結果をもとに保育所全体の自己評価にもつなげていることが確認できている。		